

松江市建設工事設計変更ガイドライン

適切な設計変更のために！

公共工事の品質確保の促進に関する法律（平成 17 年 4 月 1 日施行）の規定より

○基本理念（第 3 条第 10 項）

公共工事における請負契約の当事者が、各々の対等な立場における合意に基づいて、公正な契約を適正な額の請負代金で締結し、信義に従って誠実にこれを履行する。

○発注者の責務（第 7 条第 1 項第 5 号）

設計図書（仕様書、設計書及び図面）に適切に施工条件を明示するとともに、施工条件と工事現場の状態が一致しない場合など、必要があると認められるときは、適切に設計図書の変更及びこれに伴い必要となる請負代金の額又は工期の変更を行うこと。

平成 20 年 2 月 1 日策定
平成 25 年 4 月 1 日一部改定
平成 30 年 1 月 4 日一部改定
平成 30 年 7 月 1 日一部改定
平成 31 年 4 月 1 日一部改定

契約検査課 建設工事監理室

－目 次－

1	ガイドラインの目的	2
2	設計変更の基本事項	
(1)	基本原則<契約変更の範囲>	2
(2)	設計変更を行う場合	2、3
(3)	施工条件の明示	3
3	発注者の留意事項	3
4	受注者の留意事項	4
5	設計変更を行う場合の具体的な事例及び手続き	
5-1	設計図書が互いに一致しない場合(約款第19条第1項第1号)	4、5
5-2	設計図書に誤り又は記載漏れがある場合(約款第19条第1項第2号)	5
5-3	設計図書の表示が明確でない場合(約款第19条第1項第3号)	5
5-4	設計図書と実際の工事現場が一致しない場合(約款第19条第1項第4号)	6
5-5	予期することのできない特別な状態が生じた場合(約款第19条第1項第5号)	6
5-6	発注者が必要と認め、変更する場合(約款第20条)	6、7
5-7	工事を一時中止する必要がある場合(約款第21条)	7、8
5-8	発注者が「設計図書の照査」の範囲を超える作業を指示した場合 (約款第19条第1項)	8、9
5-9	客観的に工事の内容の変更が避けられず、かつ早急に工事の内容を変更しなければ 工事の目的達成に支障があると認められる場合(約款第19・20・21条)	9、10
5-10	受注者の責め以外の事由により工期内に完成できない場合(約款第22条)	10
5-11	発注者の特別な理由により工期を短縮する場合(約款第23条)	11
5-12	設計変更に係る資料の作成について(約款第19条)	11
6	追加工事について	
6-1	設計変更部分を別の工事として発注する場合(設計変更ガイドライン2(1))	12
6-2	追加工事を随意契約として認められる場合(随意契約ガイドライン第3条)	12
7	関連事項	
7-1	指定・任意の正しい運用(約款第1条第3項)	12、13
7-2	入札・契約時の契約図書等の疑義の解決(約款第19条)	13
8	契約変更の手続き	
8-1	工期の変更手続き(約款第24条)	14
8-2	請負代金額の変更手続き(約款第25条)	14
8-3	契約金額の変更に代える設計図書の変更手続き(約款第31条)	14
8-4	設計変更の手続きフロー(約款第19条の場合)	15
9	設計・契約変更が困難な場合	16
	[資料]	
◆	松江市建設工事請負契約約款の抜粋(約款第19・20・21・22・23・24・25・31条)	17、18
◆	設計図書の照査項目及び内容(約款第19条、共通仕様書)	19、20

1 ガイドラインの目的

松江市は、市民生活や経済活動の基盤となる道路、下水道、港湾、河川、公園、学校など様々な社会資本を整備・維持管理するため、毎年、数多くの工事を実施しています。これらの工事を地形、地質、天候などの自然条件や市街部においては騒音、振動、交通の確保等の社会的な制約条件の中で完成させるため、必要な調査、検討を実施し工事発注を行っていますが、それでも予見できない事態が発生し、工事内容の変更（設計変更）が避けられない場合があります。

本ガイドラインは、設計変更を行わなければならなくなった場合に松江市建設工事請負契約約款（以下「約款」という。）に基づき、留意点や設計変更を行う事例を明示することで、契約関係における責任の所在の明確化及び契約内容の透明性の向上を図り、設計変更手続きの円滑化・適正化を図ることを目的としています。

2 設計変更の基本事項

(1) 基本原則 <契約変更の範囲>

設計変更の基本原則は次のとおりです。

【設計変更の決定及び契約変更は、当該工事の目的を変更しない限度において、特に必要な場合、又は、やむを得ない場合のほか、これを行うことはできない。】

このため、次のような場合は、上記の設計変更の基本原則の範囲を越えるものであり、設計変更により対応することはできません。

☆ 請負金額を当初の30%に相当する額以上、又は、1,000万円以上の増額する場合[※]

☆ 当初契約した施工場所以外の場所での施工を追加する場合

☆ 当初の工事目的と関係のない工種、又は、別の工事で施工すべき工種を追加する場合

従って、現に施工中の工事と分離して施工することが著しく困難なもの等を除いては、原則として別途発注とします。

[※] 建設工事に係る変更契約のできる範囲の取扱い（H19年3月22日付け管第514号、財政部長通知）

(2) 設計変更を行う場合

約款で定めている設計変更の対象となる事項は、下記のとおりです。（約款第31条第1項）

表1 主な設計変更の対象となる事項とその根拠

設計変更の対象となる事項		約款の条項
1	設計書、図面、仕様書、現場説明書及びこれらの図書に対する質問回答書（以下「設計図書」という。）が互いに一致しない場合（5-1）	第19条第1項第1号
2	設計図書に誤り又は記載漏れがある場合（5-2）	第19条第1項第2号
3	設計図書の表示が明確でない場合（5-3）	第19条第1項第3号
4	設計図書に示された自然的又は人為的な施工条件と実際の工事現場が一致しない場合（5-4）	第19条第1項第4号
5	設計図書で明示されていない施工条件について予期することのできない特別な状態が生じた場合（5-5）	第19条第1項第5号
6	発注者が必要と認め、設計図書の内容を変更する場合（5-6）	第20条
7	工事用地等が確保できない場合、又は受注者の責めに帰すことのできないものにより、受注者が工事を施工できないと認められる（工事を一時中止する必要がある）場合（5-7）	第21条第1項
8	受注者の責めに帰すことができない事由により、工期内に工事を完成することができない場合	第22条第1項
9	発注者の特別な理由により工期を短縮する必要がある場合	第23条第1項
10 その他	特許権等の使用	第8条
	支給材料及び貸与品	第15条第7項
	設計図書不適合の場合の改造義務及び破壊検査等	第17条第1項
	賃金又は物価変動に基づく請負代金額の変更	第26条第2項

10 その他	臨機の措置	第 27 条第 4 項
	一般的損害	第 28 条
	不可抗力による損害	第 30 条第 4 項
	部分使用	第 34 条第 3 項
11	発注者が、受注者が行う「設計図書の照査」の範囲をこえる作業を指示した場合（5-8）	第 19 条
12	客観的に工事の内容の変更が避けられないと認められ、かつ早急に工事の内容を変更しなければ工事の目的達成に支障があると発注者が認め、指示をした場合（5-9）	第 19 条 第 20 条 第 21 条

ただし、上表にあてはまる場合であっても設計変更の基本原則の範囲を越える場合は、設計変更により対応することはできません。

また、受注者が発注者の指示を受けずに工事内容を変更して施工するなど、正規の手続きを経していない場合も、設計変更により対応することはできません。

（3）施工条件の明示

発注者は、約款第 19 条第 1 項第 4 号に定めたとおり、受注者が工事の目的に即した適切な施工ができるよう、設計図書（現場説明書等）に必要な施工条件を明示しなければなりません。

施工条件書に記載されている事項を明示する。

なお、条件明示に不足が生じないようにチェックを行うこと。

また、細部について規定する必要がある場合は、特記仕様書にも明示する。

3 発注者（松江市）の留意事項

建設工事の施工は設計図書に従い行われるため、発注者は、受注者が工事の目的に沿った適切な施工ができるよう、必要な施工条件を明示した設計図書を作成し、また、変更の必要がある場合は、受注者に対して書面により指示を行わなければなりません。

工事目的と関係のない工種の追加及び別の工事施工すべき工種の追加を受注者に対して指示を行ってはけません。

適切に工事を施工するため、発注者は次の事項に留意しなければなりません。

- 設計積算にあたっての工事の施工に係る制約事項については、設計図書において必ず条件明示をする。（約款第 19 条第 1 項）
- 設計変更を行う必要が生じた場合など、必要な指示、協議等を「工事打合簿」により書面で行う。（約款第 1 条第 5 項）
- 受注者に設計図書の照査を行わせるものとする。このことにより、受注者から設計図書についての確認の請求があった場合は、受注者の立会いの上、調査を行い、その結果について 14 日以内に受注者に通知を行う。（約款第 19 条第 2・3 項）
- 監督員の権限を越えた事態が発生した場合は、内容に応じて総括監督員および課（室）長の指示を仰ぐ。
- 設計変更後の請負代金額及び工期は、受注者と「請負工事の変更協議について」により協議の上、決定する。（約款第 24 条、第 25 条）

表 2 設計変更の対象となる事項を指示する場合の記載事項

1	受注者が追加工事等として施工を行う工事の具体的な作業内容
2	当該追加工事等が契約変更の対象となること
3	追加工事等に係る概算金額 (記載する概算金額は「参考値」であり、契約変更額を拘束するものではない)
【工事打合せ簿の記載例】 上記の内容については、設計変更の対象とします。 なお、本設計変更に係る概算金額については、下記のとおりです。 ・概算金額：直接工事費ベースで約〇〇万円増（減）額（参考値）	

4 受注者の留意事項

受注者は、工事の目的を達せられるよう施工する義務があり、そのため工事の施工にあたって発注者の意図、設計図書、現場条件などを確認する必要があります。

適切に工事を施工するため、受注者は次の事項に留意しなければなりません。

- 約款第 19 号第 1 項第 1 号～第 5 号、土木工事共通仕様書 1-1-1-3（設計図書の照査等）等で定める照査を実施する。
- 施工前及び施工途中において、**設計図書の照査を行った結果から**、設計図書と工事現場に相違がある場合、必要な条件明示がされていないなど、施工する上で**疑問が生じた場合は、直ちに発注者に「工事打合簿」により書面で通知し、その確認を請求する。**
（約款第 19 条第 1 項）
- 数量・仕様等の設計図書の変更が必要な場合は、その旨、発注者と「工事打合簿」により書面による協議を行い、発注者の「工事打合簿」による書面での指示に従い施工する。
（独自の判断で施工しない）

※ 入札公告期間中の質問の有無が、設計・契約変更の条件にはなりません

※ [資料] に◆設計図書の照査項目及び内容を示す

5 設計変更を行う場合の具体的な事例及び手続き

工事を実施していく中で、2（2）の表 1 に示した理由により、当初の設計図書どおりに工事をできない場合があります。

このような場合、工事目的を達成するために設計図書の内容を変更し、それに応じて工期、請負代金額を変更することになります。

以下に、設計変更を行う場合の具体的な事例と設計図書、工期、請負代金額の変更を行うまでの手続きをフロー図で示します。

5-1 設計図書が互いに一致しない場合（約款第 19 条第 1 項第 1 号）

（1）具体的な事例

- 図面と工事設計書で H 鋼の規格が一致しない。
 - 図面と工事設計書で管の口径が一致しない。
 - 図面と工事設計書の数量（管布設延長、舗装面積、材料仕様等）が一致しない。
- ※ 5-1 から 5-3 の 2 つ以上に当てはまる事例もありますが、設計変更の際の取扱には差がないので、厳密に区分する必要はありません。

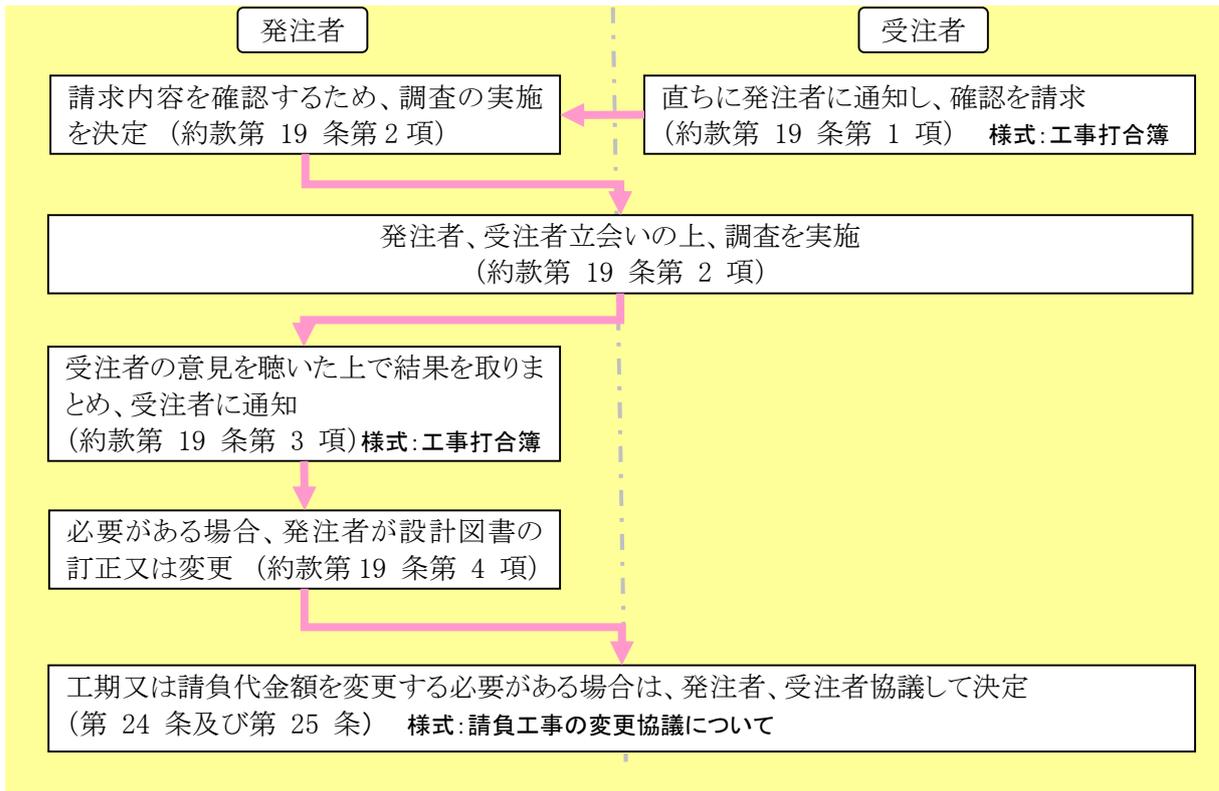
（2）設計変更を行うまでの手続き

設計図書が互いに一致しないことが判明した時点から、設計変更するまでに発注者と受注者が行う手続きを図 1 に示します。

なお、5-2～5 の場合の手続きも 5-1 の場合の手続きと共通です。

※ 次ページに図 1 を示す

図1 設計図書が互いに一致しない場合の手続き（5-1～5共通） ※約款第19条



5-2 設計図書に誤り又は記載漏れがある場合（約款第19条第1項第2号）

(1) 具体的な事例

① 設計図書に誤りがある場合

- 図面により同一部分の舗装構成が異なっている。
- 設計図書に示されている矢板の打設方法では、条件明示されている土質で施工できない。

② 設計図書に記載漏れがある場合

- 条件明示する必要がある場合にも係わらず、土質に関する一切の条件明示がない。
- 条件明示する必要がある場合にも係わらず、地下水位に関する一切の条件明示がない。
- 条件明示する必要がある場合にも係わらず、交通誘導警備員についての条件明示がない。
- 使用する部材の品質が明示されていない。
- 図面に示されている器具が設計書に計上されていない。

(2) 設計変更を行うまでの手続き

図1と同じです。

5-3 設計図書の表示が明確でない場合（約款第19条第1項第3号）

(1) 具体的な事例

- 土質柱状図は明示されているが、地下水位が不明確である。
- 水替工実施の記載はあるが、作業時、常時などの運転状況等の明示がない。
- 使用する材料の規格（種類、強度等）が明確に示されていない（明示が不十分である）。

(2) 設計変更を行うまでの手続き

図1と同じです。

5-4 設計図書と実際の工事現場が一致しない場合（約款第19条第1項第4号）

（1）具体的な事例

- 設計図書に明示された土質や地下水位と工事現場が一致しない。
- 設計図書に明示された地盤高と工事現場が一致しない。
- 設計図書に明示された舗装版、地下埋設物等と工事現場が一致しない。
- 設計図書に明示された地下埋設物の位置と工事現場が一致しない。
- 設計図書に明示された地形と工事現場が一致しない。
- 設計図書に明示された機械設備の寸法と設置箇所の寸法が一致しない。
- 設計図書に明示された補修箇所の形状と補修部品の形状が一致しない。
- 設計図書に明示された交通誘導警備員の人数と規制図が一致しない。
- 設計図書に明示された埋設物より大きい（多くの）埋設物が設置されていた。
- 設計図書に明示された劣化の範囲、劣化の程度と工事現場が一致しない。
- 設計図書に明示された地盤改良材、配合量で想定している改良後の強度と工事現場での試験による改良後の強度が一致しない。
- 設計図書に明示された水替工の作業時排水では仮締切内が常時水没し、作業の遅延や品質低下が懸念される。

（2）設計変更を行うまでの手続き

図1と同じです。

5-5 予期することのできない特別な状態が生じた場合（約款第19条第1項第5号）

発注者が設計図書において施工条件として定めなかった事項に関して、工事着手後に予期することのできない特別な状態が生じた場合、契約締結や工事施工の前提が大きく変わり、受注者が当初の設計図書どおりに施工することが困難又は不相当であるので、設計変更を行います。

（1）具体的な事例

- 工事範囲の一部に軟弱な地盤があり、地盤改良が必要になった。
- 埋蔵文化財が発見され、調査が必要となった。

（2）設計変更を行うまでの手続き

図1と同じです。

5-6 発注者が5-1～5に該当する場合のほか、必要があると認められる場合（約款第20条）

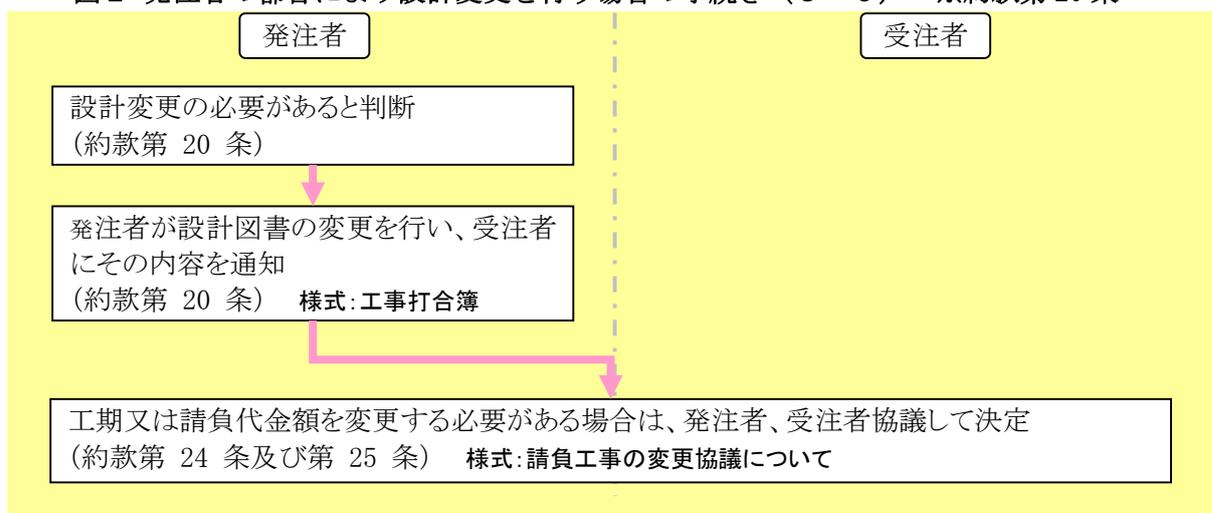
発注者は、仕様や施工方法等を十分検討した上で設計図書を作成し工事発注していますが、工事の施工途中において、発注当初の判断を変更せざるを得ない事態が生じることがあります。そのような場合、設計変更を行います。

（1）具体的な事例

- 地元調整の結果、施工範囲を拡大（縮小）する。
- 地元調整の結果、施工時間、施工日を変更する。
- 同時に施工する必要のある工種が判明し、その工種を追加する。（ただし、当初の工事的目的と関係ない工種や別の工事で施工すべき工種の追加は、原則行わない）
- 施設の維持管理方法が具体化し、施工内容を変更する。
- 警察、河川・道路・鉄道等の管理者、電力・ガス・水道・下水道・通信等の事業者、消防署、その他との協議等により、施工内容の変更、工事の追加をする。
- 関連する工事の影響により施工条件が変わったため、施工内容を変更する。
- 工事現場の安全管理上、フェンス等の防護施設（共通仮設費に含まれるものを除く。）が必要と判断し、追加する。
- 当初設計で指定していた建設副産物の処分先を変更する。
- 使用材料を変更する。
- 警察、その他との協議や、隣接工事との調整で、交通誘導警備員の人数を変更する。

(2) 設計変更を行うまでの手続き

図2 発注者の都合により設計変更を行う場合の手続き（5-6） ※約款第20条



5-7 工事を一時中止する必要がある場合（約款第21条）

工事用地等の確保ができない等のため又は自然的若しくは人為的な事象であって受注者の責めに帰すことができないものにより、工事目的物等に損害を生じ、若しくは工事現場の状態が変動したため、受注者が工事を施工できないと認められる場合です。

※ ここでいう“工事の一時中止”は、工事の打切りは含んでいません。また、受注者が工事を施工できないと認められる場合、発注者は工事の全部又は一部の中止を受注者に命じなければなりません。

(1) 具体的な事例

① 工事用地等の確保ができない場合

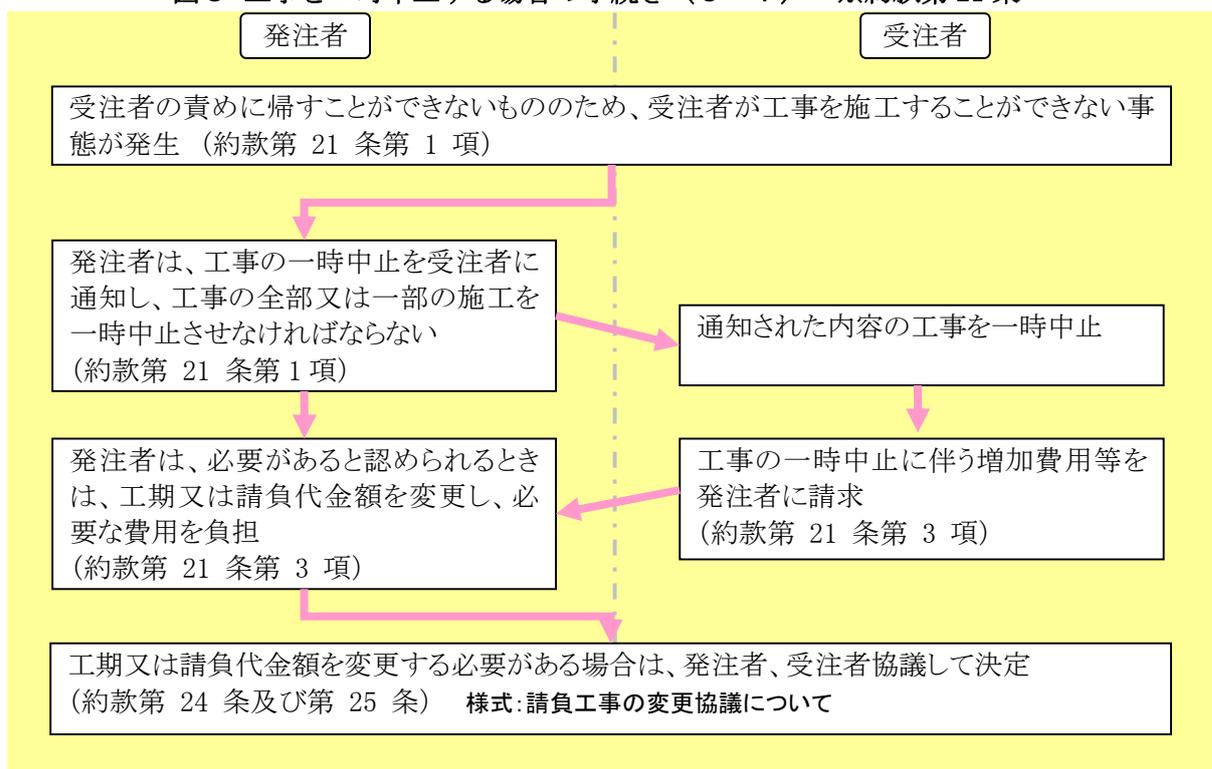
- 発注者の義務である工事用地等の確保が行われていない。
- 設計図書に工事着工時期が定められているが、その期日までに受注者の責によらず施工できない。
- 警察、河川・道路・鉄道等の管理者との管理者間協議、電力・ガス・水道・下水道・通信等との事業者間協議が終わっていない。
- 管理者間協議、事業者間協議の結果、施工できない期間が設定された。

② 自然的若しくは人為的な事象により工事を施工できない場合

- 受注者の責によらない何らかの事象（地元調整等）が生じた。
- 設計図書に定められた期日までに詳細設計が未了のため、施工できない。
- 予見できない事態（地中障害物の発見等）が発生した。
- 設計図書と実際の施工条件の相違又は設計図書の不備が発見されたため施工を続けることが不可能と認められる。
- 別契約の関連工事の進捗が遅れた。
- 設計時に行った関係機関との基本協議に基づく施工方法が、工事契約後に行った詳細協議で変更された。

(2) 設計変更を行うまでの手続き

図3 工事を一時中止する場合の手続き (5-7) ※約款第21条



5-8 発注者が「設計図書の照査」の範囲を超える作業を指示した場合 (約款第19条第1項)

受注者は、5-1～5に示した状態が生じた場合、この事実を監督員に通知しなければなりません。また、この後に行う調査について、監督員に対し意見を言う機会があります。

受注者は、これらの通知や意見を書面により行う必要がありますが、この際に受注者が作成すべき資料の範囲（受注者が行う「設計図書の照査」の範囲）を超えるものとして、次のものなどが想定されます。

発注者は、受注者に「設計図書の照査」の範囲を超える設計図書の訂正又は変更を実施させる場合において、必要があると認められる場合は、工期、請負代金額を変更しなければなりません。

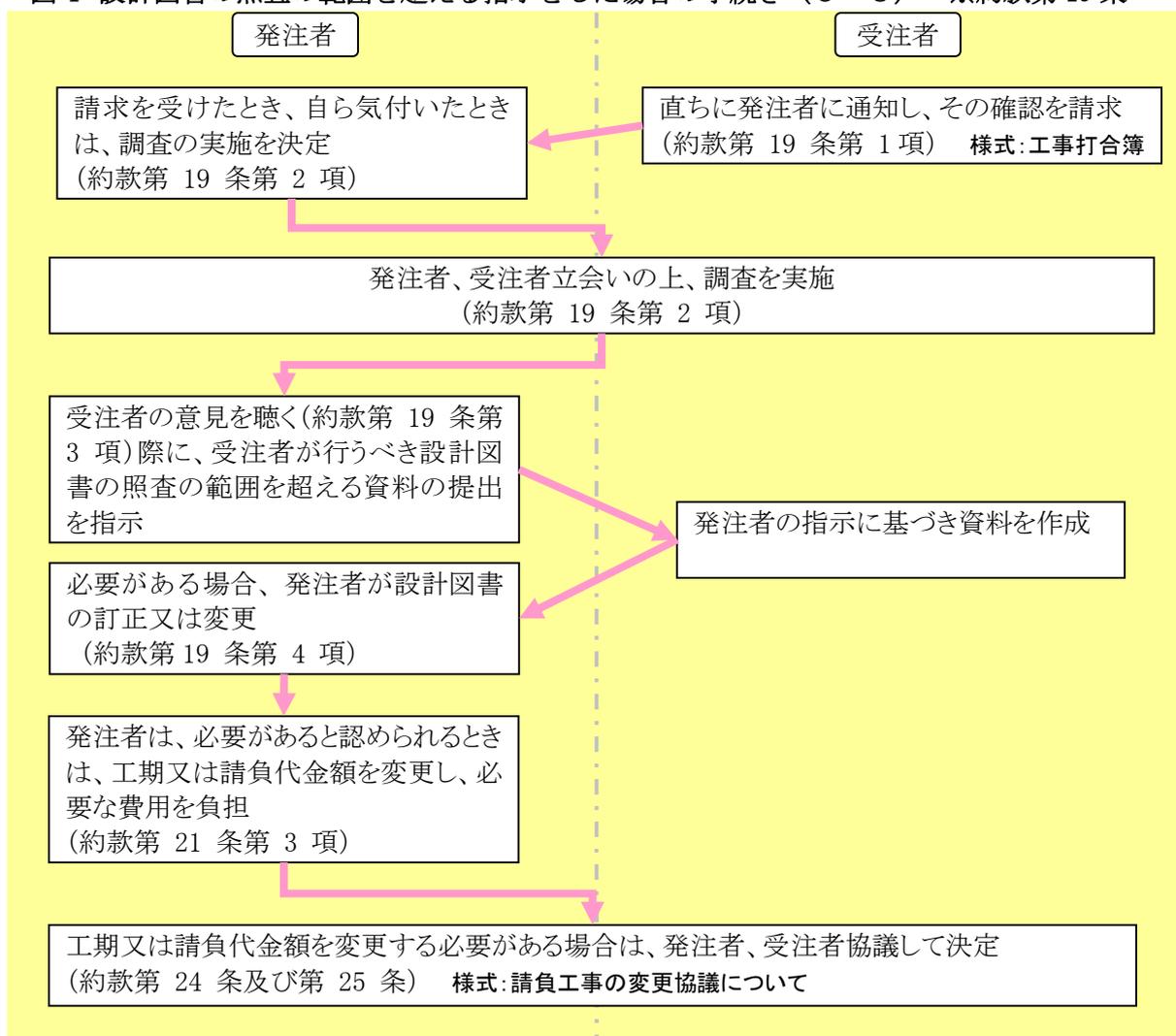
(1) 「設計図書の照査」の範囲を超えるもの

- 現地測量の結果、横断図を新たに作成する必要があるもの、又は縦断計画の見直しを伴う横断図の再作成が必要となるもの。
- 現地測量の結果、排水路計画を新たに作成する必要があるもの、又は土工の縦横断計画の見直しが必要となるもの。
- 構造物の位置や計画高さ、延長が変更となり構造計算の再計算が必要となるもの。
- 構造物の載荷高さが変更となり、構造計算の再計算が必要となるもの。
- 現地測量の結果、構造物のタイプが変更となるが標準設計で修正可能なもの。
- 構造物の構造計算書の計算結果が設計図と違う場合の構造計算の再計算及び図面作成が必要となるもの。
- 基礎杭が試験杭等により変更となる場合の構造計算及び図面作成。
- 土留め等の構造計算において、現地条件や施工条件が異なる場合の構造計算及び図面の作成。
- 「設計要領」・「各種示方書」等との対比設計。
- 構造物の応力計算書の計算入力条件の確認や構造物の応力計算を伴う照査。
- 設計根拠まで遡る設計図書の見直し。

- 舗装修繕工事の縦横断設計。
(当初の設計図書において縦横断面図が示されており、その修正を行う場合とする。
ただし、設計図書で縦横断面図が示されておらず、島根県土木工事共通仕様書の路面切削工、オーバーレイ工等に該当し縦横断設計を行うものは、設計照査に含まれる)
 - 現地調査の結果、既存の埋設物（ケーブル、配管等）等の位置や内容の見直しの必要が生じた場合。
 - 現場調査の結果、設計図書で明示している既存設備の機能や能力等が異なる場合の容量計算及び図面作成。
- ※ 適正な設計図書に基づく数量の算出及び完成図の作成については、受注者の費用負担によるものとなります。

(2) 設計変更を行うまでの手続き

図4 設計図書の照査の範囲を超える指示をした場合の手続き（5-8） ※約款第19条



5-9 客観的に工事の内容の変更が避けられず、かつ、早急に工事の内容を変更しなければ工事の目的達成に支障があると認められる場合（約款第19・20・21条）

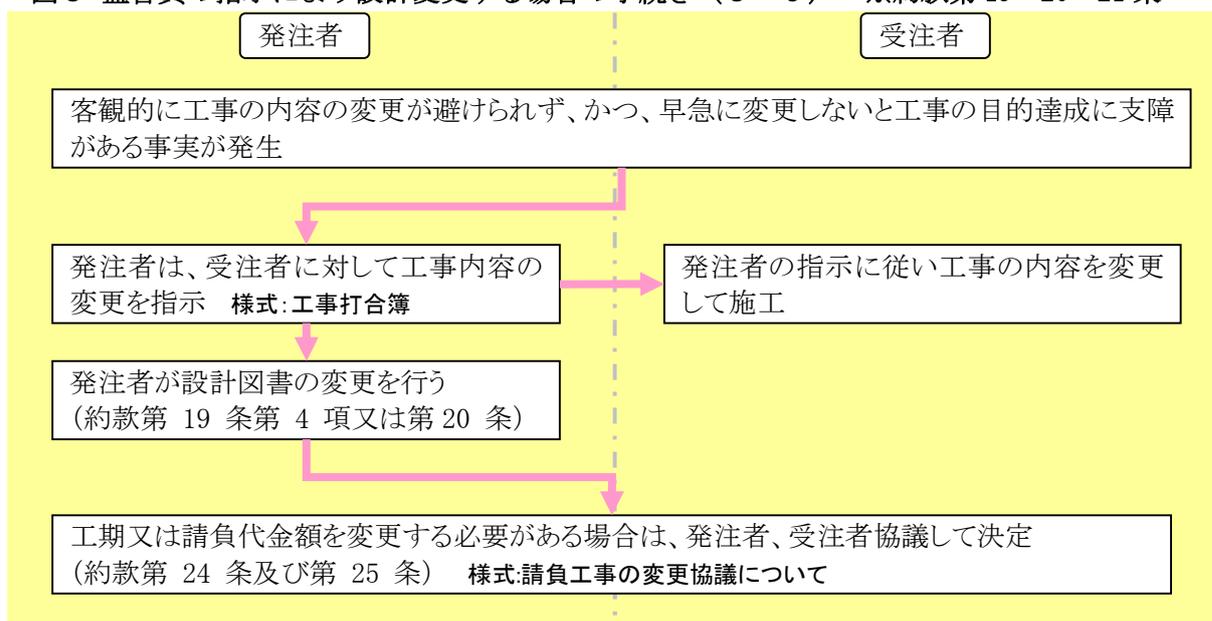
前述の5-1～8の場合で、客観的に設計変更が避けられず、かつ、早急に変更しなければ工事の目的達成に支障があると発注者が認め、受注者に対して監督員指示書により工事の内容変更を指示した場合が該当します。

(1) 具体的な事例

5-1～8の具体的な事例を参照してください。

(2) 設計変更を行うまでの手続き

図5 監督員の指示により設計変更する場合の手続き (5-9) ※約款第19・20・21条



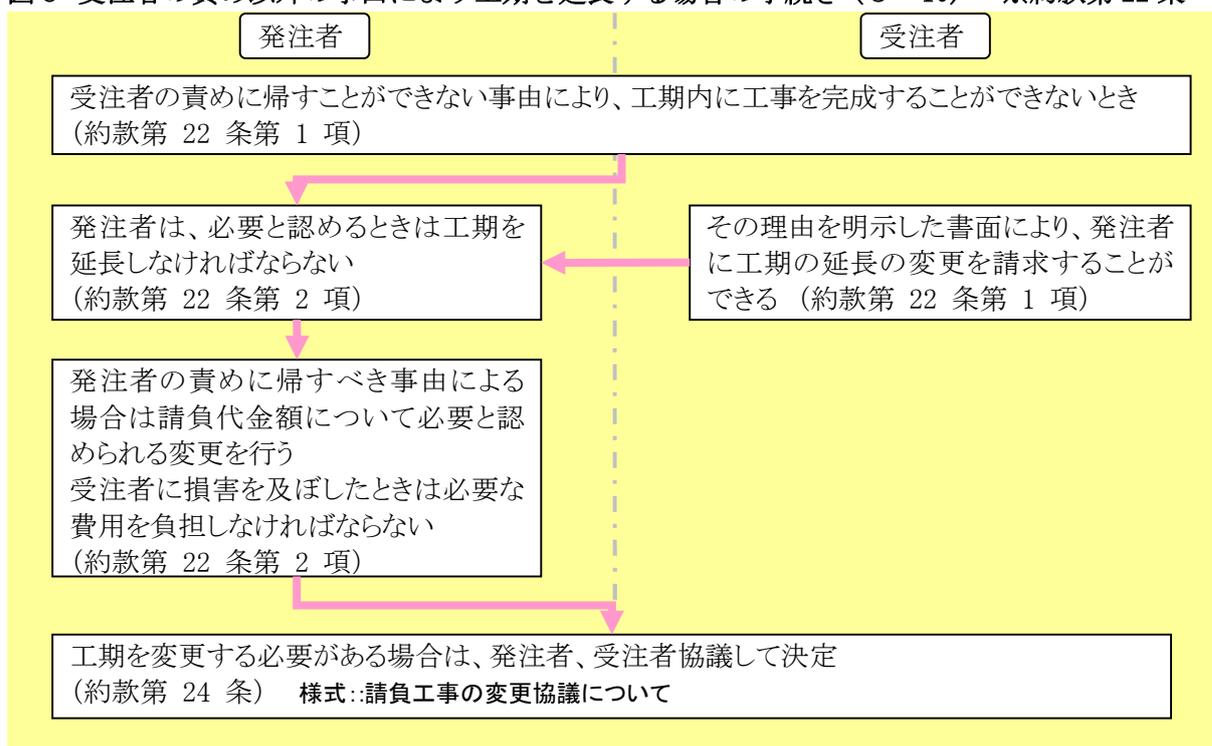
5-10 受注者の責め以外の事由により期限内に完成できない場合 (約款第22条)

(1) 具体的な事例

- 天候不良 (雨天、積雪、異常高温、異常低温など) の発生が、平年に比べて顕著であった。
- 資機材や労働需要の逼迫により全体工程に影響が生じた。
- 発注者の行う関連工事等の調整への協力を行った。
- 不可抗力 (暴風、豪雨、豪雪、洪水、高潮、地震、地すべり、落盤、火災、騒乱、暴動、その他の自然災害又は人為的な事故など) の事象が発生した。

(2) 設計変更を行うまでの手続き

図6 受注者の責め以外の事由により工期を延長する場合の手続き (5-10) ※約款第22条



5-11 発注者の特別な理由により工期を短縮する場合（約款第 23 条）

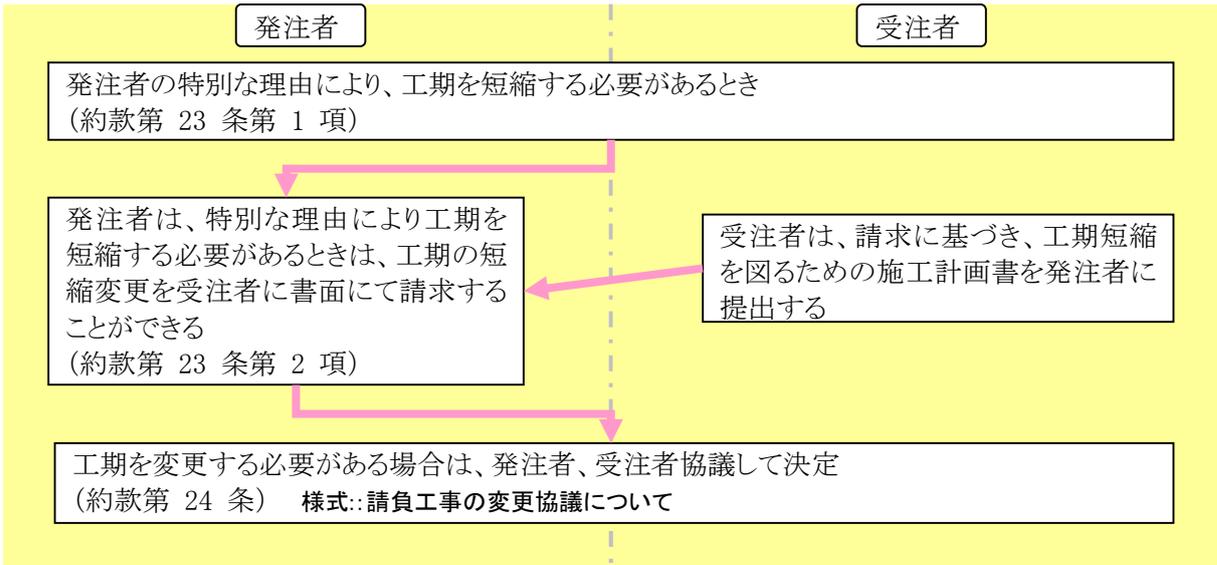
(1) 具体的な事例

- 道路の供用開始時期、公営住宅の入居時期について、当初予定している時期を繰り上げて行うなど行政運営上必要となる場合
- 事業の執行に関する当初の予定が変更され、早い時期に完成が必要となる場合

※ 発注者の「特別な理由」は発注者の自由な意思によるものであり、必ずしもこれを明示しないと短縮請求をできないものではない。ただし、発注者と受注者の協議の過程でその理由を受注者に明示する必要がある。

(2) 設計変更を行うまでの手続き

図 7 発注者の特別な理由により工期を短縮する場合の手続き（5-11） ※約款第 23 条



5-12 設計変更に係る資料の作成について（約款第 19 条）

約款第 19 条に係る変更は、発注者が行うものであり、設計変更に係る資料の作成についても、当然、発注者が行うものです。

本対応の方法を、約款第 19 条を基本としてその実務について、次のとおり定めます。

(1) 設計照査に必要な資料作成

受注者は、当初設計等に対して契約約款第 19 条第 1 項に該当する事実が発見された場合、監督職員にその事実が確認できる資料を書面により提出し、確認を求めなければなりません。なお、これらの資料作成に必要な費用については、契約変更の対象としません。

(2) 設計変更に必要な資料作成

約款第 19 条第 1 項に基づき、設計変更するために必要な資料の作成については、約款第 19 条第 4 項に基づき、発注者が行います。

したがって、安易に設計変更に必要な資料作成は、受注者に行わせてはなりません。

なお、やむを得ず受注者に行わせる場合は、以下の手続きによるものとします。

- 設計照査に基づき設計変更が必要な内容については、受発注者間で確認する。
- 設計変更するために必要な資料の作成について、書面により協議し、合意を図った後、発注者が具体的な指示を行うものとする。
- 発注者は、書面による指示に基づき受注者が設計変更に係り作成した資料を確認する。
- 書面による指示に基づいた、設計変更に係る資料の作成業務については、契約変更の対象とする。
- 資料作成の費用は、業務委託積算基準等を参考に適切に算定する。

6 追加工事について

6-1 設計変更部分を別の工事として発注する場合（設計変更ガイドライン2（1））

工事内容の変更を行う場合、それに伴って設計変更手続きを行います。その変更部分が「設計変更の基本原則」を超えるものについては、設計変更の手続きを行なうことができません。

この場合、当該設計変更部分の工事については、**必要に応じて、当初の工事とは別の工事（以下、「追加工事」という。）として発注**を行います。

（1）追加工事とすべき事例

- ☆ 当初契約した施工場所以外の場所で追加施工する工事
- ☆ 当初の工事目的と関係ない工種を追加施工する工事
- ☆ 別の工事で施工すべき工種を追加施工する工事

6-2 追加工事を随意契約として認められる場合（随意契約ガイドライン（H25.10.1 施行））

この場合でも、**工事発注の原則は競争入札であるため、追加工事が必ず随意契約で発注されるわけではありません。**

随意契約により契約を締結する場合は、設計変更の対象となる先行する工事（以下「元工事」という。）がまだ施工中であることを前提に、追加工事が元工事と密接に関連している必要があります。

具体的には、**原則として、同一工事場所であること、追加工事の履行期限が元工事の工期内であること等**、が求められます。

（1）随意契約と認められる事例

- ☆ 災害時等特別の事情があるとき
- ☆ 緊急の対応を行わなければ、重大な市民生活等への影響が生じるおそれがある場合

7 関連事項

7-1 指定・任意の正しい運用（約款第1条第3項）

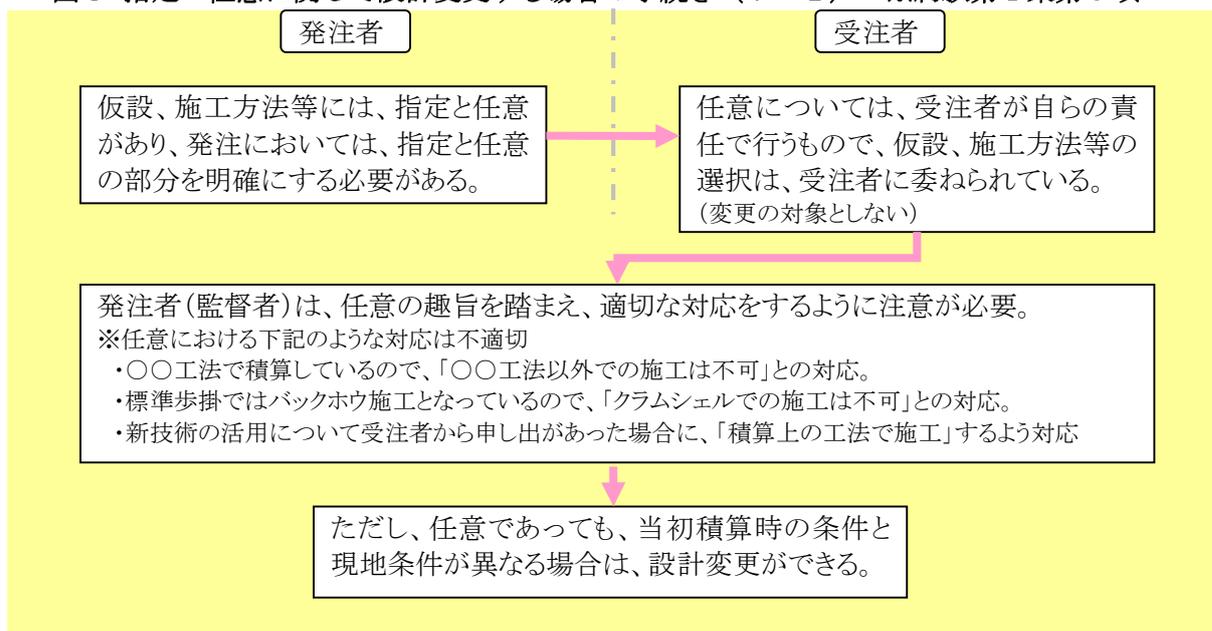
仮設、施工方法、その他工事目的物を完成するために必要な一切の手段については、契約書及び設計図書に特別の定めがない場合を除き、受注者がその責任において定めるものとします。

- 指定については、設計図書で指定した施工を義務付けており、設計変更の対象である。
- 任意については、その仮設、施工方法の一切の手段の選択は受注者の責任で行う。
- 任意は、その仮設、施工方法に変更があっても**原則として設計変更の対象としない。**
- 当初積算時の想定と現地条件が異なることによる変更は行う。**

表3 指定・任意の考え方

区分	指定	任意
1 設計図書の取扱い	施工方法について、具体的に指定する (契約条件として位置付け)	施工方法について、具体的に指定しない (契約条件ではなく、参考図として標準的な工法等を示すことがある)
2 施工方法等の変更	発注者の指示又は承諾が必要	受注者の任意 (施工計画書等の修正、提出は必要)
3 施工方法の変更が生じた場合の設計変更	対象とする (ただし、受注者の責めによる場合は除く)	対象としない (但し、受注者の責めによる場合を除く)
4 当初明示した条件の変更が生じた場合の設計変更	対象とする (ただし、受注者の責めによる場合は除く)	対象としない (但し、受注者の責めによる場合を除く)

図8 指定・任意に関して設計変更する場合の手続き（7-1） ※約款第1条第3項



7-2 入札・契約時の設計図書等の疑義の解決（約款第19条）

設計図書等についての疑義については、下記により、入札前の段階、設計照査の段階で解決しておくことが、スムーズな設計変更につながるようになります。

(1) 入札前

入札参加者は、仕様書、図面、その他資料等及び現場を熟覧のうえ、入札しなければなりません。この場合において仕様書、図面、その他資料等について疑義があるときは、説明を求めることができます。

(2) 契約後

受注者は、施工前及び施工途中において、約款第19条に係わる設計図書の照査を行い、該当する事項がある場合は、監督職員にその事実が確認できる資料を書面により提出し、確認を求めなければなりません。

8 契約変更の手続き

8-1 工期の変更手続き（約款第24条）

- ①工期の変更は、発注者、受注者協議による。
 - 協議の開始日から14日以内に協議が整わない場合は、発注者が定め受注者に通知する。
- ②協議の開始日については、発注者が受注者の意見を聴いて定め、受注者に通知する。
 - 発注者が工期の変更事由が生じた日から7日以内に協議開始日を通知しない場合、受注者は協議開始日を定め発注者に通知する。

8-2 請負代金額の変更手続き（約款第25条）

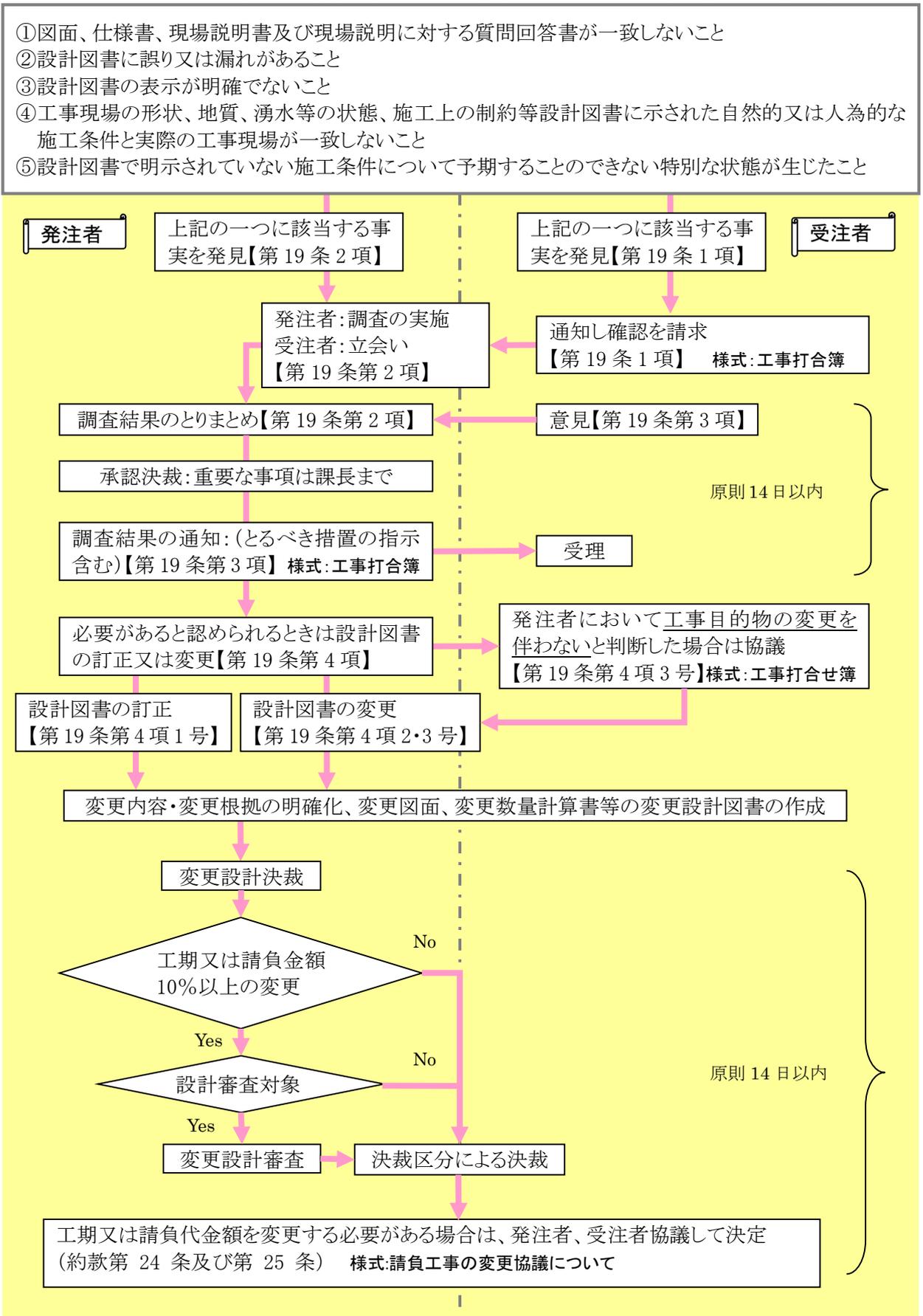
- ①請負代金額の変更は、発注者、受注者協議による。
 - 協議の開始日から14日以内に協議が整わない場合は、発注者が定め受注者に通知する。
- ②協議の開始日については、発注者が受注者の意見を聴いて定め、受注者に通知する。
 - 発注者が請負代金額の変更事由が生じた日から7日以内に協議開始日を通知しない場合、受注者は協議開始日を定め発注者に通知することができる。
- ③受注者が増加費用を必要とした場合又は損害を受けた場合に、発注者が負担する必要な費用の額については、発注者、受注者が協議して定める。

8-3 契約金額の変更に代える設計図書の変更手続き（約款第31条）

- ①発注者は、請負代金額を増額すべき場合又は費用を負担すべき場合において、特別な理由があるときは、請負代金額の増額又は負担額の全部または一部に代えて設計図書を変更することができる。
 - ※ 請負代金額の増額が発生する場合、発注者は予算を確保しておかなければならない。
予算が確保できていない場合は、会計制度上問題となる。
 - ※ このような場合には、設計図書を変更し、当初の請負代金額又は発注者の負担しうる範囲内の増額等に相応する工事量とすることができる。
- ②設計図書の変更内容は、発注者、受注者協議により定める。
 - 協議開始日から14日以内に協議が整わない場合は、発注者が定め受注者に通知する。
- ③協議の開始日については、発注者が受注者の意見を聴いて定め、受注者に通知する。
 - 発注者が請負代金額を増額すべき理由又は費用を負担すべき理由が生じた日から7日以内に協議開始日を通知しない場合、受注者は協議開始日を定め発注者に通知することができる。

8-4 設計変更手続きフロー（約款第19条の場合）

図9 条件変更等により設計変更する場合の手続き（8-4） ※約款第19条第1項



9 設計・契約変更が困難な場合

以下のような場合においては、原則として設計・契約変更が困難です。

- ① 設計図書に条件明示のない事項において、発注者と「協議」を行わず、受注者が独自に判断して施工を実施した場合
 - ② 発注者と「協議」をしているが、協議の回答がない時点で施工を実施した場合
 - ③ 「承諾」で施工した場合
 - ④ 松江市建設工事請負契約約款、及び、島根県公共工事共通仕様書に定められている所定の手続きを経していない場合
 - ⑤ 正式な書面によらない事項（口頭のみ指示・協議等）の場合
- ※ 約款第27条（臨機の措置）については別途考慮する。

〔資料〕

◆ 松江市建設工事請負契約約款（抜粋）

（条件変更等）

第 19 条 受注者は、工事の施工に当たり、次の各号のいずれかに該当する事実を発見したときは、その旨を直ちに監督職員に通知し、その確認を請求しなければならない。

- (1) 図面、仕様書、現場説明書及び現場説明に対する質問回答書が一致しないこと（これらの優先順位が定められている場合を除く。）。
 - (2) 設計図書に誤り又は漏れがあること。
 - (3) 設計図書の表示が明確でないこと。
 - (4) 工事現場の形状、地質、湧水等の状態、施工上の制約等設計図書に示された自然的又は人為的な施工条件と実際の工事現場が一致しないこと。
 - (5) 設計図書で明示されていない施工条件について予期することのできない特別な状態が生じたこと。
- 2 監督職員は、前項の規定による確認を請求されたとき又は自ら同項各号に掲げる事実を発見したときは、受注者の立会いの上、直ちに調査を行わなければならない。ただし受注者が立会いに応じない場合には、受注者の立会いを得ずに行うことができる。
- 3 発注者は、受注者の意見を聴いて、調査の結果（これに対してとるべき措置を指示する必要があるときは、当該指示を含む。）をとりまとめ、調査の終了後 14 日以内に、その結果を受注者に通知しなければならない。ただし、その期間内に通知できないやむを得ない理由があるときは、あらかじめ受注者の意見を聴いた上、当該期間を延長することができる。
- 4 前項の調査の結果において第 1 項の事実が確認された場合において、必要があると認められるときは、次の各号に掲げるところにより、設計図書の訂正又は変更を行わなければならない。
- (1) 第 1 項第 1 号から第 3 号までのいずれかに該当し、設計図書を訂正する必要があるものについては、発注者が行う。
 - (2) 第 1 項第 4 号又は第 5 号に該当し、設計図書を変更する場合で工事目的物の変更を伴うものについては、発注者が行う。
 - (3) 第 1 項第 4 号又は第 5 号に該当し、設計図書を変更する場合で工事目的物の変更を伴わないものについては、発注者と受注者とが協議して発注者が行う。
- 5 前項の規定により設計図書の訂正又は変更が行われた場合において、発注者は、必要があると認められるときは工期若しくは請負代金額を変更し、又は受注者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。

（設計図書の変更）

第 20 条 発注者は、前条第 4 項の規定によるほか、必要があると認めるときは、設計図書の変更内容を受注者に通知して、設計図書を変更することができる。この場合において、発注者は、必要があると認められるときは工期若しくは請負代金額を変更し、又は受注者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。

（工事の中止）

第 21 条 工事用地等の確保ができない等のため又は暴風、豪雨、洪水、高潮、地震、地滑り、落盤、火災、騒乱、暴動その他の自然的又は人為的な事象（以下「天災等」という。）であって受注者の責めに帰すことができないものにより工事目的物等に損害を生じ、若しくは工事現場の状態が変動したため、受注者が工事を施工できないと認められるときは、発注者は、工事の中止内容を直ちに受注者に通知して、工事の全部又は一部の施工を一時中止させなければならない。

- 2 発注者は、前項の規定によるほか、必要があると認めるときは、工事の中止内容を受注者に通知して、工事の全部又は一部の施工を一時中止させることができる。
- 3 発注者は、前 2 項の規定により工事の施工を一時中止させた場合において、必要があると認められるときは工期若しくは請負代金額を変更し、又は受注者が工事の続行に備え工事現場を維持し若しくは労働者、建設機械器具等を保持するための費用その他の工事の施工の一時中止に伴う増加費用を必要とし、若しくは受注者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。

(受注者の請求による工期の延長)

第 22 条 受注者は、天候の不良、第 2 条の規定に基づく関連工事の調整への協力その他受注者の責めに帰すことができない事由により工期内に工事を完成することができないときは、その理由を明示した書面により、発注者に工期の延長変更を請求することができる。

2 発注者は、前項の規定による請求があった場合において、必要があると認められるときは、工期を延長しなければならない。発注者は、その工期の延長が発注者の責めに帰すべき事由による場合においては、請負代金額について必要と認められる変更を行い、又は受注者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。

(発注者の請求による工期の短縮等)

第 23 条 発注者は、特別の理由により工期を短縮する必要があるときは、工期の短縮変更を受注者に請求することができる。

2 発注者は、この契約書の他の条項の規定により工期を延長すべき場合において、特別の理由があるときは、延長する工期について、通常必要とされる工期に満たない工期への変更を請求することができる。

3 発注者は、前 2 項の場合において、必要があると認められるときは請負代金額を変更し、又は受注者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。

(工期の変更方法)

第 24 条 工期の変更については、発注者と受注者とが協議して定める。ただし、協議開始の日から 14 日以内に協議が整わない場合には、発注者が定め、受注者に通知する。

2 前項の協議開始の日については、発注者が受注者の意見を聴いて定め、受注者に通知するものとする。ただし、発注者が工期の変更事由が生じた日（第 22 条の場合にあっては、発注者が工期変更の請求を受けた日、前条の場合にあっては、受注者が工期変更の請求を受けた日）から 7 日以内に協議開始の日を通知しない場合には、受注者は、協議開始の日を定め、発注者に通知することができる。

(請負代金額の変更方法等)

第 25 条 請負代金額の変更については、発注者と受注者とが協議して定める。ただし、協議開始の日から 14 日以内に協議が整わない場合には、発注者が定め、受注者に通知する。

2 前項の協議開始の日については、発注者が受注者の意見を聴いて定め、受注者に通知するものとする。ただし、請負代金額の変更事由が生じた日から 7 日以内に協議開始の日を通知しない場合には、受注者は、協議開始の日を定め、発注者に通知することができる。

3 この契約書の規定により、受注者が増加費用を必要とした場合又は損害を受けた場合に発注者が負担する必要な費用の額については、発注者と受注者とが協議して定める。

(請負代金額の変更に代える設計図書の変更)

第 31 条 発注者は、第 8 条、第 15 条、第 17 条、第 19 条から第 23 条まで、第 26 条から第 28 条まで、前条又は第 34 条の規定により請負代金額を増額すべき場合又は費用を負担すべき場合において、特別の理由があるときは、請負代金額の増額又は負担額の全部又は一部に代えて設計図書を変更することができる。この場合において、設計図書の変更内容は、発注者と受注者とが協議して定める。ただし、協議開始の日から 14 日以内に協議が整わない場合には、発注者が定め受注者に通知する。

2 前項の協議開始の日については、発注者が受注者の意見を聴いて定め、受注者に通知しなければならない。ただし、発注者が前項の請負代金額を増額すべき理由又は費用を負担すべき理由が生じた日から 7 日以内に協議開始の日を通知しない場合には、受注者は、協議開始の日を定め、発注者に通知することができる。

◆ 設計図書の照査項目及び内容

表4 受注者が、施工前・施工中に照査すべき主な具体的内容

項目	工種	照査内容	根拠
1. 「施工条件書」 明示内容の照査	1-1 共通	「施工条件書」における明示項目に不足がないかの確認 [明示項目] 1. 工程関係 2. 用地関係 3. 公害対策関係 4. 安全対策関係 5. 工事用道路関係 6. 仮設備関係 7. 残土・建設廃棄物関係 8. 工事支障物件等 9. 排水工 10. 薬液注入関係 11. その他	約款第19条第1項
	1-2 共通	「施工条件書」における明示項目と現場条件に相違がないかの確認	約款第19条第1項
2. 関連資料・貸与 資料の確認	2-1 共通	地質調査報告書は整理されているかの確認 追加調査の必要性の確認	共通仕様書特記事項
	2-2 共通	軟弱地盤の施工に必要な資料はあるかの確認 (圧密沈下、液状化、地盤支持力、法面安定、 側方流動等)	共通仕様書特記事項
	2-3 共通	測量成果報告書(平面、横断、縦断)は、整理されているかの確認	共通仕様書特記事項
	2-4 水替工	ポンプ排水を行うにあたり、土質の確認によって、 クイックサンド、ボイリングが起きない事を検討	共通仕様書第3編
	2-5 地下水水位 低下工	ウェルポイント、あるいはディープウェルを行うにあたり、 工事着手前に土質の確認を行い、地下水水位、 透水係数、湧水量等を確認	共通仕様書第3編
	2-6 浚渫工 (ポンプ浚渫船)	浚渫工の施工において、濁水位、平水位、最高水位、 潮位及び流速・風浪等の水象・気象の施工に必要な 資料を、施工前に調査・確認	共通仕様書第6編
3. 現地踏査	3-1 工事測量	工事着手後直ちに測量を実施し、測量標(仮BM)、 工事用多角点の設置及び用地境界、中心線、縦断、 横断等を確認	共通仕様書第1編
	3-2 盛土工 (押え盛土)	砂防土工における、斜面対策としての盛土工(押え 盛土)を行うにあたり、盛土量、盛土の位置ならび に盛土基礎地盤の特性等について状況等を照査	共通仕様書第1編
	3-3 残土処理 工	建設発生土の受入地への搬入に先立ち、容量が十分 あるかの確認	共通仕様書第1編
	3-4 場所打杭 工	周辺地域の地下水利用状況等から、作業に伴い水質 水量等に影響を及ぼす恐れがないかの確認	共通仕様書第3編
	3-5 土留・仮 締切工	土留・仮締切工の仮設H鋼杭、仮設鋼矢板の打込みに 先行し、支障となる埋設物の確認のため、溝掘り 等を行い、埋設物の有無を確認	共通仕様書第3編
	3-6 土留・仮 締切工	周囲の地盤や構造物に変状を与えないように、締切 盛土着手前に、現状地盤の確認	共通仕様書第3編
	3-7 防護施設 工	仮囲いまたは立入防止柵の設置にあたり、交通に支 障をきたす場合、あるいは苦情が発生すると予想さ れる場合には、工事前に対策を検討	共通仕様書第3編
	3-8 アンカー 工	アンカー工の施工に際しては、工事着手前に法面の 安定、地盤の状況、地中障害物、湧水の調査確認	共通仕様書第3編
	3-9 樹木・芝 生管理工	施肥、灌水、薬剤散布の施工にあたり、施工前に施 工箇所の状況を調査するものとし、設計図書に示す 使用材料の種類、使用量等が、施工箇所に適するこ との確認	共通仕様書第3編
	3-10 境界工	境界の施工前及び施工後において、近接所有者の立 会により境界を確認	共通仕様書第10編
	3-11 トンネル (NATM)	トンネルの施工にあたって、工事着手前に測量を行 い、両坑口間の基準点との相互関係の確認	共通仕様書第10編

3. 現地踏査	3-12 開削土工 (地下横断歩道)	道路管理台帳及び占有者との現地確認	共通仕様書第 10 編
	3-13 開削土工 (地下横断歩道)	鋼矢板等、仮設杭の施工に先立ち、明らかに埋設物がないことが確認されている場合を除き、建設工事公衆災害防止対策要綱に従って埋設物の有無の確認	共通仕様書第 10 編
	3-14 電線共同溝工	電線共同溝設置の位置・線形については、事前に地下埋設物及び工事区間の現状について、測量及び調査により確認	共通仕様書第 10 編
	3-15 漏水対策工	漏水補修工の施工箇所は、設計図書と現地の漏水箇所とに不整合がないか確認	共通仕様書第 10 編
	3-16 RC橋脚 鋼板巻立て工	工事に先立ち、現地を詳細に把握するために現地調査を行い、補強を実施しようとする橋脚および基礎について、形状や鉄筋の位置、添架物や近接する地下構造物等の状況を把握するとともに、海水または鋼材の腐食を促進させる工場排水等の影響や、鋼材の位置する土中部が、常時乾湿を繰り返す環境にあるかどうか等の確認	共通仕様書第 10 編
4. 設計図	4-1 共通	一般図には必要な項目が記載されているかの確認 (水位、設計条件、地質条件、建築限界等)	共通仕様書特記事項
	4-2 共通	構造図の基本寸法、座標値、高さ関係は照合されているかの確認	共通仕様書特記事項
	4-3 共通	各設計図が、お互いに整合されているかの確認 ・一般平面図と縦断図（構造一般図と線形図） ・構造図と配筋図 ・構造図と仮設図 ・下部工箱抜き図と付属物図 （支承配置図、落橋防止図等） ・本体と付属物の取り合い 等	共通仕様書特記事項
	4-4 共通	設計計算書の結果が、正しく図面に反映されているかの確認 (特に応力計算、安定計算等の結果が、適用範囲も含めて整合しているか) ・壁厚 ・鉄筋 (径、ピッチ、使用材料、ラップ位置、ラップ長、主鉄筋の定着長、段落し位置、ガス圧接位置) ・使用材料 ・その他	共通仕様書特記事項
	4-5 鉄筋工	施工前に、配筋図、鉄筋組立図、及びかぶり詳細図により組立可能か、また配力鉄筋および組立筋を考慮したかぶりとなっているかの確認	共通仕様書第 1 編
	4-6 桁製作工	桁の工作に着手する前に原寸図を作成し、図面の不備や製作上に支障がないかどうかの確認	共通仕様書第 3 編
5. 数量計算	5-1 共通	数量計算に用いた数量は、図面の寸法と一致するかの確認	共通仕様書特記事項

< 上記の根拠欄に記載する略語について >

「約款」：松江市建設工事請負契約約款

「共通仕様書」：島根県公共工事共通仕様書